# 21世紀最初の5年におけるEU中小企業政策の新展開 -2000年「欧州小企業憲章」の意義と今後の中小企業政策

横浜国立大学大学院環境情報研究院教授 (中小企業金融公庫総合研究所研究顧問)

三井 逸友

# 要 旨 -

EUの中小企業政策の展開もすでに20年以上の経験をへている。雇用問題解決を期待し、中小企業の存在と政策の必要への覚醒の時期(1983-89年)、市場統合の効果発揮を重視し、「柔軟性活用」と「企業の連携共同」を意図した EC・EU 中小企業政策の第一段階(1989-1993年)、欧州経済の不振下に政策の統合化を図る一方、金融や取引関係など中小企業の直面する具体的な困難と不利の問題に対処する施策を重ねた第二段階(1994-2000年)があり、21世紀を迎えては雇用、経済改革、社会的結束を掲げるリスボン戦略(2000年)にもとづき、知識基盤経済での競争力、ダイナミックな経済、持続可能な経済成長、多くの雇用、より高い社会的結束を実現すべく、「中小企業と企業家精神のための第四次多年度計画(4 th MAP)」を軸とした第三段階の政策が展開されてきた。また2000年に合意された「欧州小企業憲章」は「小企業は欧州経済のバックボーン」と位置づけ、EU および加盟各国が足並みをそろえ、中小企業に望ましい法制や事業環境を築くこと、「think small first」の理念を実現することを求め、毎年の実施具体化状況報告と会議開催でこれを推進してきた。

しかし、2000年代前半での欧州経済の成長減速、加盟国著増のもとでの利害関係の錯綜と対立、実現困難なリスボン戦略の見直しと政策強化の必要が浮上し、2005年には新たな転換期を迎えている。欧州委員会は経済・産業・労働をめぐる総括的な政策プログラムである「競争力とイノベーションのための枠組み計画(CIP)」を提起し、その一環である「企業家精神とイノベーション計画(EIP)」に従来のMAPを引き継ぐ意図である。イノベーションと産業競争力強化をいっそう重視するとともに、金融施策などにおいて踏み込んだ施策が見られる。これが欧州の中小企業の現状と課題、また中小企業の要求に十分応えるものとなるのか、まだ予断を許さない。

# はじめに

21世紀の初めの五年間の経過の意味するものは、EU 欧州連合にとっては予想を超える統合の量質ともの進展であった。経済的統合の如実な進展は共通通貨ユーロのスタートに象徴されている。全加盟国が参加したのではないにせよ、ドイツ、フランスをはじめ12カ国が自国通貨を廃止し、ユーロに移行した。他方で、2004年には新たに10カ国が EU に加盟し、EU 加盟国は一挙に25カ国になった。これに

より EU は総面積約430万平方キロ、総人口約4.5億 人を擁する巨大な存在となっている。

もちろんこの統合の進展も今日必ずしも順調ではない。2003年の米国や英国のイラク侵攻に対し、EUの有力加盟国であるドイツ、フランスなどが反対し、一方でイタリアやオランダ、デンマーク、またポーランドなどの中東欧新加盟国が米英に同調、イラクに侵攻するなど、政治的外交的な亀裂が表面化した。そして2005年にはEU統合のいっそうの質的深化を示すものであった「欧州憲法」案に対し、

<sup>1</sup> 新加盟国はチェコ Česká、エストニア Eesti、キプロス Kypros、ラトビア Latvija、リトアニア Lietuva、ハンガリー Magyarország、マルタ Malta、ポーランド Polska、スロベニア Slovenija、スロバキア Slovensko である。

フランスとオランダの国民投票が相次いで否決の意 思表示を行い、欧州憲法の批准発効には大きな困難 が生じた。そしてこれに関連し、EUの中期財政予 算構想自体が加盟各国政府の合意を得られず、同年 6月のブリュッセルサミットは英国ブレア首相やオ ランダのバルケネンデ首相とドイツ、フランスなど との対立を解消できないままに終わった。憲法案の 扱いが先送りをされたことに加え、EU の今後には 黄信号がともったと言える。統合の量質ともの進展 に対し各国の意思が基本的に一致していた時期とは 異なり、それぞれの利害関係や政治的な立場の違い がそのまま表面化する状況を迎えてしまったのであ る。それとともにこのサミットで浮かび上がったこ との一つは、2000年代前半の EU の経済産業戦略が めざしたような成果をあげていないという現実の確 認であった。そのこと自体、本稿で見るように重要 な意味を持っている。

しかしこうした事態にもかかわらず、経済的行政的社会的に一体化した欧州の現実は容易に後戻りもできないものである。EUのさきがけであるECSC欧州石炭鉄鋼共同体が発足してからすでに半世紀以上が過ぎ、とりわけEC欧州共同体からEU欧州連合への進展が図られたマーストリヒト条約調印からも15年近くの歳月がたっている。EUの役割やその立法、行政などにはさまざまな批判や不満を抱えながらも、加盟各国の国民はその存在を自明のものとして受けとめざるをえなくなっている。

本稿ではこうした EU のもとでの統合の進展に伴い拡大強化されてきた中小企業政策(policies for SMEs)の展開のあとを再確認しながら、とりわけ21世紀を迎えての新たな展開と曲折を明らかにする。それは筆者の過去の稿(三井 1995a; 2000c; 2002a; 2002c)を踏まえ、基本的に EU 中小企業政策の「第三段階」の中身を確認するとともに、2000年代後半に向けての一連の変化を追うものとなっている。とりわけこの間の展開の主軸をなしているのは、加

盟国の増加と周辺国との関係の強化とともに、2000 年「欧州小企業憲章」とその具体化の進展をめぐる さまざまな作業である。

なお、2006年以降のEU中小企業政策においては「第四次多年度計画」の期限切れに伴う新プログラムが立案される必要があるが、いまだその具体的内容が完全には固まっていないため、多くは今後の研究対象とせねばならない。産業政策面との連携強化についても、紙幅の関係で別の公表機会を待たねばならない。また、この間の地域政策の展開や地域産業政策・地域イノベーション政策との連携強化、ならびに中小企業金融面での施策の展開については、筆者およびその他の手になる研究(三井 2004b; 2005; 商工総合研究所 2001; 中小企業金融公庫総合研究所 2005) が近年刊行されているので、それらを参照されたい。

# 1 EU 中小企業政策の展開過程

#### (1) EC・EU 中小企業政策の開始

EU の中小企業政策の展開もすでに20年以上の経 験をへている。筆者はこの歴史を4つの段階を画し たものと示してきた (三井 1995a: 2000b)。まず、 「前段階」としての中小企業の存在と中小企業政策 の必要に対する覚醒の時期(1983-89)がある。 1983年「欧州中小企業とクラフト産業のための年」 の実施がきっかけであり、そのなによりも大きな関 心事となったものは深刻な失業問題の現実と中小企 業による雇用機会拡大の可能性であった。そしてこ れを契機に、EC(当時)としての中小企業のため の政策がさまざまな角度から検討・実施されるよう になり、とりわけ「92年市場統合」が合意された19 86年には、中小企業対策担当の EC 委員会委員が任 命され、そのもとに政策実施のための「タスクフォー ス」が設けられた。また「EC 中小企業のための行 動計画」<sup>2</sup> が86年11月に理事会で採択された。これ は中小企業への情報提供、経営環境整備と行政手続

<sup>2</sup> Commission of the European Communities (1986)。この「行動計画」は、88年「企業政策」とともに、三井逸友訳 (1990) に訳出している。

等の簡素化、経営研修、地域振興との連携、そして 企業間の連携と協力共同の促進という内容を柱とし ながら、「共同体市場を中小企業に望ましい環境と する」、「中小企業の持つ柔軟性を、市場統合のうえ に貢献させていく」という二つの見地を掲げている。 市場統合により中小企業が不利を被らず、新たな事 業機会として生かせるような経営環境整備を図る、 またそれによって市場統合の効果を実現し、欧州経 済の活力を高めるという課題が、欧州中小企業政策 の主題となったのである。

# (2) 第一段階(1989-1993)

EC・EUとしての中小企業政策の本格的な展開は1989年に始まる。同年1月には「タスクフォース」を改組して、「企業政策、流通業、観光業、協同組合(社会的経済)」を担当する、EC 委員会のもとの「第23 総局」(DGXXIII)が設けられた。DGXXIIIの取り組む具体的な施策としては、「中小企業の柔軟性活用」と「中小企業の連携共同」を引き続き重視し、各地に設けた EIC ユーロインフォセンターなどを用い、「市場統合」をはじめとする情報の提供、事業環境整備を図るとともに、企業間の連携共同を具体的に推進した。特に国境を越えた企業間連携を図る BC-Net(企業間連携協力ネットワーク)や BRE(企業間パートナーシップ)推進が特徴的である。また、大企業と中小企業の間の

サプライヤネットワークづくりも追求され、さらに 創業環境整備も取り組まれた。

しかし、こうした施策展開が十分な効果をあげえ たのかどうかよりも、この時期の今一つの特徴とし て見るべきことは、EC・EU の中小企業存在への 注目が中小企業サイドからの政策要求の高まりとなっ てはねかえってきたことである。経済社会審議会や 欧州議会の一連の意見書や勧告、また EUROPMI (欧州独立中小企業委員会)、EIBC (欧州独立企業 連合)などの中小企業者の組織する全欧州規模の運 動と要求がこれを示している4。中小企業の特性と 問題を詳細に示した1989年11月の経済社会審議会意 見書は代表的なものである。また、英国やオランダ、 ベルギー、スペイン等の中小企業団体を中心に組織 された EUROPMI などは、事業環境問題、金融ア クセス問題、EC 施策の機会への参加問題、代金支 払遅延問題、社会政策と中小企業の立場の関係にか かわる問題などに対する政策要求を繰り返し展開し た。中小企業の雇用拡大や市場統合の効果発揮など の役割が期待されるのであれば、多くの中小企業が 現実に直面している問題の解決に努力をすべきでは ないかということである。

# (3) 第二段階(1994-2000)

ECの市場統合は予定通りに1992年までに完了し、 またマーストリヒト条約によって EC は EU に進化

<sup>3</sup> 詳しくは、三井 (1995a) 参照。

<sup>4</sup> 現在は EU に対する有力な欧州中小企業者の運動団体としては、1979年設立の UEAPME (Union Europeenne de l'Artisanat et des Petites et Moyennes Entreprises, European Association of Craft, Small and Medium-sized Enterprises) 欧州クラフト・中小企業同盟が存在している。これに対し、80年代から90年代はじめにかけて大きな影響力を持った EUROPMI 欧州独立中小企業委員会はその後、UEAPME との合流を志向するグループと反対するグループとが対立し、FSB 英国小企業連盟を中心とする後者は1998年に ESBA (European Small Business Alliance) 欧州小企業連合を新たに結成した。現在 UEAPME は CGPME フランス中小企業総連盟や ZDH ドイツ手工業中央同盟、CNA イタリア手工業中小企業全国連盟、UCM ベルギー中産階級同盟など25カ国の78組織から構成され、1,100万企業が傘下にあるとしている。このうち EUROPMI から合流した 2 カ国の 3 組織は一括して「合流グループ」を称している。一方 ESBA は 22カ国に組織を持ち、FSB のほか SNI ベルギー独立企業連合や NPI フランス独立使用者連合、SUD ドイツ独立企業家連盟など公称150万人が傘下会員であるとしている。

このような再編と対立がなぜ起こったのか、必ずしも明らかではないが、組織構成などから見れば、UEAPME は南欧系およびドイツ系の影響が強く、ESBA は明らかに英国の影響下にあると言える。英国から前者には FPB 私企業フォーラムが参加しているが、この組織は18万会員を公称する FSB に比べれば小さい。しかし FPB は UEAPME のメンバーであることを強調している。

このほか、1958年設立の経営者団体、UNICE (Union des Industries de la Communauté européenne) 欧州産業連盟も中小企業の声を代表する機関として活動している。

した。しかし90年代前半の欧州経済は不振を極め、 こうした経緯のもとで、中小企業に対する政策も新 段階に入った。これに先立ち、「中小企業のための 第二次多年度計画」(2nd MAP) による1億1,220 万 ECU の予算措置をともなって、「共同体の成長 に必要な企業次元」。と題する新政策が93年に理事 会で採択された。これは86年「行動計画」以来進め られてきた施策を基本的に受け継ぎながらも、中小 企業の実態把握や、科学技術施策などとの連携の強 化、小規模企業やクラフト産業、中小商業など従来 対応の不十分であった層の重視、税制や金融問題へ の対処を掲げている。さらに、特に「雇用対策への 中小企業の寄与」を重視する形で、「企業次元」政 策を補強するものとしての「中小企業並びにクラフ ト部門のための統合計画」が、94年6月に新たに出 された6。この「統合計画」は、企業政策自体と他 の諸施策、さらに各国の政策をまとめるものであり、 短期ならびに中期的な諸施策でを統合していること、 それらの一貫性、透明性を追求し、また加盟各国か ら各地域、関係各方面の間の密接な協力を求めてい るところに特徴がある。

「統合計画」は第一に、「企業の負担を軽減し、 雇用創造への能力を解き放つために、行政の簡素化 を行って企業の経営環境を改善すること、ならびに 各国及び各地域レベルですでに行われている企業支 援策を促進することをめざし、加盟各国間の相互協 議と共同行動を推進する諸施策」、第二に、「企業の 法制および税制(財政)環境において、また EU 条 約の各条項に定められた諸政策を通じて共同体がな しうる直接的な支援策において、企業の発展に資す るうえでの、共同体が実行を計画することによる寄与を明らかにすること」から構成されている。また、共同体の施策は各国の行動への「補完性」(subsidiarity)原則によるものであり、直接介入で効果をあげられないときには「媒介者」(catalyst)に徹する、と示している。この「統合計画」によってEUの企業政策は「第二世代」に入った\*とされる。

この段階にあっては、一方では依然深刻な欧州経済の現状打開、とりわけ雇用機会の拡大へのいっそうの踏み込みが図られた。他方では中小企業者たちからの要求に応え、中小企業の直面する具体的な困難と不利の問題に対処する施策が重ねられている。

EUの経済政策、産業政策の大きな転機となった 1995年のマドリードサミットに、欧州委員会は『中 小企業-EU における雇用、成長、競争力の活力源 泉』と題する報告書。を提出し、中小企業政策のいっ そうの強化を提起した。そのなかでは、中小企業は 諸要素市場や製品市場でさまざまな不利に直面して おり、「市場メカニズム」に委ねているだけでは中 小企業の力を十分に発揮できず、欧州委員会、各国 政府、関係機関が協力して多面的な施策の展開を図 るべきことを指摘した。この「活力源泉」報告書の 見地を具体化し、市場統合の効果発揮、競争政策と 中小企業の役割、さらには雇用拡大の関係を重視し た、94年「統合計画」の改訂新版が96年に理事会で 採択された。また、「第二次多年度計画」の終了を 受けて、予算総額1億2.700万 ECU を伴う「中小企 業のための第三次多年度計画」(3rd MAP、1997-2000年)が、96年12月に決定されている10。

<sup>5</sup> Commission of the European Communities (1992).

<sup>6</sup> Commission of the European Communities (1994a).

<sup>7</sup> ここでの「短期的」目標とは、「税制、社会規制、行政、金融各側面での障害を明らかにし、削減すること」、「中期的」目標とは、「企業の発展と雇用創出を支援すること」であるとされる。*Press Release*, P/94/34, 1994.

<sup>8 「</sup>統合計画」発表時の、欧州委員会 R. V. ダルキラフィ企業政策担当委員(イタリア出身)の言葉。Commission of the European Communities(1994a)。

<sup>9</sup> Commission of the European Communities (1995).

<sup>10</sup> この「第三次多年度計画」(OJ No L006, 10.01.1997) の詳細などについては、三井 (2000a; 2000b; 2000c) を参照されたい。

90年代中期のEU中小企業政策では、欧州経済の不振打開のための産業競争力強化を求め、意欲的企業の新技術や情報化、国際化への対応が重視されている。その一方で、金融問題、資本市場整備、取引関係問題、税制、小規模層・クラフト産業対策などへの踏み込みが鮮明になっている。とりわけ象徴的なのは、一つには中小企業団体からの積年の要求ともなった「代金支払遅延問題」をめぐる経緯<sup>11</sup>、今一つには雇用拡大を図る中小企業への優遇融資制度SME Facility<sup>12</sup>のスタートである。また、EU中小企業政策と地域政策・雇用労働政策などとのいっそう緊密な連携が図られたのも特徴であった<sup>13</sup>。

これらの施策の成果に対しては、以後一連の評価作業が行われている。2000年には、主に97年以降の政策の成果と問題点を総括する、大部の報告書を欧州委員会が公表した<sup>14</sup>。この報告書が出されたのは4th MAPが固まった段階でのことであるが、内容は3rd MAPに関連して多岐に及んでいる。

「事業環境の改善」については、行政簡素化をは じめ、企業発展に寄与するさまざまな措置がとられ た。その好例は、「代金支払遅延についての指令」 の採択であり、さらに「EU 特許規制」案、「官公 需法制の簡素化」などが準備中である。「中小企業 を支援するプログラムと金融諸施策」では、融資や 信用保証、ベンチャー投資などの整備が進んでいる。 SME Facility では、のべ4,336社が参加し、総投資 額約38億ユーロで、53,789人の雇用を生み出した。 これに対し欧州委員会は約9,000万ユーロの利子補 給をしたことになる。EIB 欧州投資銀行のグローバルローンによって、4万9千社の中小企業が融資を受けた。EIF 欧州投資基金は中小企業の信用保証に寄与し、その活動の1/3、8億79百万ユーロを振り向けている<sup>15</sup>。また、EU 地域政策の中心である「構造基金」に関しては、94~99年の総予算中の18%、213億ユーロが中小企業に振り向けられ、80万社が恩恵を受けている。「研究・技術開発プログラム」については、94~98年の間の中小企業参加数は全体の28.5%、14,754社で、前期に比べて倍増している<sup>16</sup>。さらに、EU 拡大と経済国際化に向けた中小企業の対応や直接投資、合弁事業支援策も進んでいる。そして報告書は、中小企業政策がEU 政策の重要な構成部分となったのと同様の努力を、加盟各国に求めている。

こうした政策評価自体が以下で見るように、21世 紀の中小企業政策自体の重要な柱となった。それの みならず、90年代のEU中小企業政策の内容と到達 点を確認する意味を持っている。

# (4) 第4次 MAP と中小企業政策の第三段階(2001-2005年)

90年代後半にはこうした各施策の効果が現れてきたか、また市場統合の効果が示されてきたか、欧州経済は回復基調となった。経済成長率は上がり、失業率は低下した。こうした状況を背景として、21世紀のEUとその経済、産業のあり方が展望され、そして新たなコンテクストのもとでの中小企業政策の

<sup>11 「</sup>代金支払遅延問題」は、欧州中小企業団体からの強い要求で、対策の強化が図られてきた問題である。紆余曲折はあったが、2000 年 6 月にはついに強制力ある措置を含む「商取引の支払遅延に対する指令」(Directive 2000/35/EC, OJ No L200/35) が理事会で採択されるに至っている。詳しくは、三井(1996; 2000a)、参照。

<sup>12</sup> SME Facility は、雇用拡大を実施する中小企業の投資計画に対し、最長5年間にわたり2%の利子補給の付いた、雇用拡大1人あたりに3万 ECU までの融資を EIB 欧州投資銀行を通じて行うものである。従業員数250人以下で、年間売上2千万 ECU 以下ないし総資産額1千万 ECU 以下規模の企業は特に優遇されていた。Commission of the European Communities (1994b)。

<sup>13</sup> BIC (ビジネスイノベーションセンター) の設置や、「ユーロパートナーシップ」、「インタープライズ」などのプロジェクト・イベント開催などが、EU 地域政策と中小企業政策の共同分野として展開されてきている。三井 (1995b)、参照。

<sup>14</sup> Commission of the European Communities (2001a).

<sup>15</sup> EIF の活動に関して詳しくは、中小企業金融公庫総合研究所 (2005)、参照。

<sup>16 「</sup>社会的結束」(social cohesion) の理念と地域間格差是正、地域経済振興の諸施策のもとで、地域政策と中小企業政策のかかわりはますます深まってきていると言えよう。商工総合研究所 (2001)、参照。

第三の段階が語られるようになった。一方また、3 rd MAP に付け加えられるかたちで、「企業家精神と競争力のための行動計画」「が1998年に立案され、新たな予算措置が盛り込まれることになった。

大きな転機を示したものが2000年3月のリスボン サミットである。リスボンサミットは欧州経済の状 況好転を認めながらも、依然1.500万人を数える失 業者数や、大きな地域間格差に警鐘を鳴らし、さら に欧州全体が情報技術革命、電気通信・インターネッ ト分野で立ち後れていることを指摘し、「新戦略目 標」(New Strategic Goal) を示して、競争力向上 とイノベーションの推進こそが欧州経済の課題であ ると明示した。「雇用、経済改革、社会的結束」と いう主題、そして新たな戦略目標の定式化こそがこ のサミットの課題であった18。その目標は、「ナレッ ジベースドエコノミー (knowledge-based economy) でのもっとも競争力あり、ダイナミック な経済をめざし、持続可能な経済成長を可能にし、 もっと多くの、よりよい雇用を生み出し、より高い 社会的結束を実現する」(SN100/00)<sup>19</sup> ということ である。そのための、経済改革と経済移行促進、欧 州の社会モデルの近代化と人的投資、適切なマクロ 経済ミックスによる健全な経済と望ましい成長の展 望実現、これらが具体化のための戦略をなす。

リスボンサミットの結論は、経済改革を支える重要な存在として、教育の向上と人材育成とともに、革新的な企業家と新企業のダイナミックな役割を特記し、革新的な企業、とりわけ中小企業の創業と発展に望ましい環境をつくることが欠かせないことを強調した。また、「市場統合の完成とその実効全面

発揮のための経済改革」のうちでも、中小企業への配慮が言及された。このリスボンサミットの決定を反映し、EU中小企業政策の新たな段階を象徴するものの第一が、中小企業と企業家精神のための「第四次多年度計画」(4th MAP)である。

4 th MAP の実際の構成は以下のようになって いる<sup>20</sup>。

- ① 顧客優先・サービス文化にもとづく企業家精神 を、価値ある、また生産的な生涯のスキルとして 奨励する。
- ② 持続可能な成長に配慮し、また研究やイノベーションや企業家精神が栄えるような規制上・事業上の環境を推進する。「企業への影響評価Business Impact Assessment」システムを開発し、諸方面の連携を図る。
- ③ 中小企業の金融環境を改善する。中小企業の信用保証制度の拡充を重視し、特に、EIF および各国の既存信用保証制度を用いての、ベンチャーキャピタルやマイクロクレジット、中小企業ローン(ICT 情報通信技術)を重点的に進める。リスクキャピタルファンドへの参加(ETF スタートアップ)やその費用援助を通じリスクキャピタルの発展を図る。ビジネスエンジェルネットワークをつくる。
- ④ 知識主導経済における中小企業の競争力を高める。
- ⑤ 企業への支援ネットワークやサービスの供給と協力連携を進める。ユーロインフォセンター<sup>21</sup>と ユーロインフォコレスポンデンスセンターネット

<sup>17</sup> Commission of the European Communities (1998).

<sup>18</sup> Council of the European Union (2000).

<sup>19 「</sup>経済的および社会的結束」の理念は EU 基本条約の重要項目(アムステルダム条約第 XVII 篇158条・159条)になっている。これは元来地域間の経済的格差の是正という概念であったが、現在ではさまざまな是正すべき格差を示すものであり、EU 自体の存在の基本理念の一つと位置づけられるようになっている。三井(2000b; 2005)、参照。

<sup>20</sup> Commission of the European Communities (2000a).

<sup>21</sup> EIC ユーロインフォセンターは EC・EU の仕組み、活動や法制、援助施策、各国市場などの情報を地域の企業に提供することを目的として、1986年より各地に設けられたものである。99年の中小企業政策監査評価でも、これは概して成果をあげているとされたが、重複を避けて効率化を図るために、センター数の削減が行われた。現在、200余のセンターがある。三井(1995a: pp.100-101)、参照。

ワークの活性化、ユーロパートナーシップイベントの組織化を推進し、これらに対するテクニカルサポートの団体や専門家へ「多年度計画」財政での該当資金を振り向けることを検討する。情報提供の電子化を進める。

⑥ その他。「欧州中小企業観測」(邦訳『ヨーロッパ中小企業白書』<sup>22</sup>) による調査の推進と、「多年度計画」の評価を行う。

3rd MAPの構成に比べるならば、4th MAP では法制・行政・規制環境への配慮、金融環境改善、 競争力強化といった課題は引き続き政策の柱をなし ている。また、企業家精神の奨励が最優先課題になっ たこと、単なる「情報化」や国際化にとどまらず、 「知識主導経済」や「e-エコノミー」など経済社会 の新段階を強調したこと、「持続可能な成長」が経 営環境に関する重要な前提に入ったことが特徴であ る。その一方で従来に比べ、企業間の連携協力の課 題が幾分退いており、企業支援ネットワークや諸施 策の間の連携が重視されてきている。また、「創業 支援」一般というより、創業の文化性・人間性の重 視とともに、革新的な開発型企業、ハイテク企業へ の支援・競争力強化が前面に出て、これらの存続と 成長が雇用拡大につながるという立場が強まってい る。また、政策評価の恒常化と改善措置の実施、成 果ある施策の普及を重視し、ベンチマーキングや以 下に見る BEST Procedure の活用が共通に図られ ている。こうした転換には EU 全体の理念と政策志 向のシフトとともに、政策評価が重視され、効果の 乏しい政策は削減されていくという流れも反映して いる。特に企業間の連携を推進する政策に対しては 概して評価が低かったのである (三井 2002c)。

# 2 リスボン戦略と中小企業政策の課題・目標

#### (1) リスボン以降の EU 中小企業政策

2000年の時点でリスボンサミットの決定と戦略を 実行に移したものが、うえに見た中小企業と企業家 精神のための4th MAPであるとともに、中小企 業政策評価のためのベンチマーキング、各国に呼び かけての「欧州小企業憲章」の作成と実践、EIB 欧 州投資銀行および EIF 欧州投資基金の、創業支援、 ハイテク企業支援、マイクロ企業支援への重点的ふ り向けという4つの政策であった。これはその後、 以下のような諸政策を推進実行するという方向に展 開されてきている。

しかし、リスボン以降のEU中小企業政策が順調に展開されてきたと楽観視もできない。

# (2) 企業政策の進展と [think small first]

4 th MAP をはじめとする21世紀の EU 中小企業政策の実践には幅広い課題があり、また従来以上に各国が主体となって、なおかつ足並みを揃えて政策を実行していくことが求められる。 4 th MAP のような理解と課題にもとづき、2001年に企業総局が発表した政策プログラム<sup>23</sup>は、11の重点的なプロジェクトを定めている。ビジネスエンジェルネットワーク、起業マネジメントのベンチマーク、各規制等の事業への影響評価、事業承継対策、共通規格一致アセスメント(conformity assessment)の経済的影響評価、女性の企業家奨励、企業家精神の教育と訓練、情報通信技術の熟練不足対応、最高水準の企業支援サービス、インキュベータマネジメントのベンチマーク、中小企業のe-コマースについての各国対策のベンチマーク、これらである。

<sup>22</sup> 中小企業総合研究機構の手により、1996年、1997年、2000年、2002年、2003年の各年次版『ヨーロッパ中小企業白書』の邦訳が刊行されている。

<sup>23</sup> Enterprise Directorate-General, European Commission (2001).

それとともに、2001年あたりから欧州委員会は 「think small first」という表現を盛んに用いるよ うになり、ついにはこれを EU 中小企業政策の基本 的な理念とするようになった (Commission of the European Comminities 2003d) o Think small first」の語がいつから公式に用いられるようになっ たのかは必ずしも明らかではない24。「欧州小企業憲 章」を採択した2000年の欧州理事会、あるいはまた その前提となった同年のリスボンサミット、これら の関係公式文書中には「think small first」の表現 はない。また、これらを具体化する使命を担った欧 州委員会の公式文書 (Commission of the European Communities 2000b: 2001a) にもこう した表現はない。しかし2002年からはリーカネン担 当委員は頻繁にこの語を引用し、そして下で詳しく 触れる同年の「欧州小企業憲章|フォローアップ報 告はこれをそのタイトルに掲げている。それは基本 的に「欧州小企業憲章」およびリスボンサミットの 合意の意図するところを表現したものであるとされ るのである。のみならず、英国政府などは「think small first」の語を自国の中小企業政策の基本理念 に掲げ、その積極姿勢の証左とするように努めてい る<sup>25</sup>。

「think small first」、つまり「小さいものをまず考慮せよ」、言いかえれば「小企業を第一に考えよ」という理念は、それ自体が中小企業重視の姿勢を強調するものであるが、のみならず、なにより各政策および各国政府・行政機関がつねに中小企業の存在とその役割を意識し、これに十分な配慮を行うべきだという見地の表現でもある。それゆえ、Commission of the European Comminities (2003d) の示すように、これは「欧州小企業憲章」

の実践具体化や「SME Envoy」の設置などの取り 組み、中小企業との対話協議の推進、各国政府によ る先進例の理解と実践、企業家教育の推進と起業文 化の普及、EU 各施策への中小企業重視の姿勢の強 化を求める根拠となっている。

2002年2月にはEUとしての中小企業担当相会議 がスペインのアランフェスで開かれた。これは「21 世紀企業家のための新たな環境を目指して」と題し ており、以下で見るように、2000年「欧州小企業憲 章」の実施状況とベンチマークの確認とともに、特 に「家族企業と事業承継」をトピックスとしてい る26。一方では専門家等の手による政策の実施状況 やその効果、あるいはまた現行の政策制度の各国比 較を行い、他方ではこの担当相会議のような形で、 各国の政府の責任者のもとで中小企業のための政策 の実施状況を確認し、経験を交換し、足並みをそろ えた政策の推進を図るという形が定着していくこと になるのである。こうした手順とともに、先にあげ た「think small first」のような共有されるべき理 念、さらには「欧州小企業憲章」にまとめられた各 課題が強い意味を持つことになる。

# (3) 「企業家精神」とその普及

21世紀のEU中小企業政策では、「企業家精神」 (entrepreneurship)の重視がいっそう顕著になっており、それは単なる「精神論」ではなく、学校教育や社会教育などを通じた企業家的なマインドと起業ならびに企業経営に要する知識の普及、体験機会の拡大などを諸方面との連携で積極的に推進するものである。他方ではまた、「企業家精神」自体の理解と検討の機運を諸方面各地域で広めようというも

<sup>24</sup> たとえば、DGXXIII(当時)の支援で1998年にオーストリアのバーデンで開かれた「成長段階における中小企業 競争力強化のカギとは」(Small and Medium-sized Enterprises in the Growth Phase Key Factors in Improving Competitiveness)と題する全欧規模のフォーラムでは、「諸規制に関し、think small first の原則に配慮しているか」という問いかけもなされている。

<sup>25</sup> 英国のブレア政権のもとで2000年に設置された小企業庁 (Small Business Service) はそのミッションを示すにあたり、「think small first」の語を題名に掲げた。詳しくは、三井(2004a)参照。

<sup>26</sup> DN: MEMO/020/35 22/02/2002.

のである。

こうした意味で、2003年に欧州委員会が出した 『企業家精神グリーンペーパー』" はユニークな役割 を持つものであった。ここでは entrepreneurship とは、新しいまたは既存の組織のうちで、リスクテ イキングと創造性、イノベーションを健全な経営と ブレンドし、経済活動の創成と発展をもたらすマイ ンドセット・過程であると位置づけられ、その雇用 創出性、競争力形成への役割、個人の潜在能力の発 揮、社会的利益との合致が強調される。個人の能力 発揮と仕事の質という点で言えば、「雇用者なし自 営業者」の33%、「雇用者あり自営業者」の45%は 仕事に満足しており、被雇用者の傾向と対照的であ るという調査結果も引用される。また社会的利益へ の合致という点では、企業の社会的責任に関連し、 「responsible entrepreneurship 責任ある企業家精 神」という語も示されている。

そして「entrepreneurial society 企業家的社会」の実現をめざすということが「グリーンペーパー」の示す目標であり、そのために企業家的な能力発揮を制約する環境の改善、望まれる政策課題の解明、各国間の協議協力と共同行動が進められねばならないとしている。しかもこの「グリーンペーパー」は一方的な理念や政策指針の明文化ではなく、一連の問題を提起し、これらに対する広範なパブリックコメントを募集し、その内容を公開して、全欧州規模での企業家精神に対する関心と議論を喚起したことが特徴となっている<sup>28</sup>。

こうした諸議論や要望等をふまえ、欧州委員会は 2004 年 に EAP 「企業家精神行動計画」 (Entrepreneurship Action Plan COM (2004) 70 final)<sup>29</sup> を立案した。これは「グリーンペーパー」を契機にして企業家精神を推進普及する全欧的な議論が盛り上がっていることを確認し、「企業家的マインドセットを燃え立たせる」、「より多くの人たちが企業家となるようにすすめる」、「企業家の成長と競争力を加速する」、「資金の流れを改善する」、「より中小企業にやさしい規制ならびに行政の枠組みを作る」という5つの戦略的な政策領域を示している<sup>30</sup>。そして以後、欧州委員会の中小企業政策の具体的な枠組みと目標、実施状況評価のうちにはこのEAPが加えられることになる。

#### (4) BEST Procedure 最良の手順

BEST Procedure は、90年代末に設置されたBEST (Business Environment Simplification Task Force) 事業環境簡素化タスクフォースと同じものではない。この経験を受け継ぎながらも、BEST Procedure は政策立案と実施、その評価、諸勧告、再検討のサイクルをなす方法自体を示すものである(三井 2000b; 2002c)。BEST Procedure はリスボン欧州理事会の求めた「協力のオープンメソッド」に対する欧州委員会としての対応として2000年12月に発表されたものである。そして以降、BEST Procedure の実践状況の報告書が発表されてきている。

BEST Procedure はすでに実施されている各種の政策評価と改善のための調査や報告書と連携し、これらを活用しながら、特に「重要課題について高いレベルからの政治的関心に焦点を当てる」ものであり、企業存在にかかわる重要領域での各国の政策

<sup>27</sup> Commission of the European Communities (2003e)

<sup>28</sup> たとえば UEAPME の長文のコメントでは、全体として「グリーンペーパー」の意図を歓迎しながらも、新企業に傾きすぎで既存企業を軽視していること、「think small first」の理念や「欧州小企業憲章」の内容とのかかわりが不明であることなどを指摘している。 UEAPME (2003)、参照。

<sup>29</sup> Commission of the European Communities (2004b).

<sup>30</sup> これら「企業家精神グリーンペーパー」および「企業家精神行動計画」について詳しくは、中小企業金融公庫総合研究所 (2005: pp.15-16)、参照。

変化を促し、事業環境の改善を実現することを目的 としている。そのために明確で実践的な結論を示す ことを意図し、MAPと「欧州小企業憲章」の政策 諸目的にかなうものである。そして Procedure を もとに評価作業と勧告としての Best Projects が専 門家グループによって取り組まれることになる。1. 課題・分野の特定、2.プロジェクトの範囲や目的 の規定、3.実施、4.結論の採択、5.モニターとい うサイクルにしたがう。したがってこれは具体的な 政策のテーマそのものに即した性格を持つ。その際、 「企業とイノベーション」 スコアボード (Enterprise and the Innovation Scoreboards), 「競争力報告書」(Competitiveness Report)、「欧州 小企業憲章の具体化 (フォローアップ) 報告書」と いった、すでに開始されている現状分析と評価各報 告書の対象政策が取り上げられることになる。

最初に取り上げられた11のプロジェクトとしては、 Business Impact Assessment (諸法制の事業への 影響アセスメント) をはじめ、前記の4th MAP による重点プログラムとほぼ重なる。

このように、中小企業政策の多くの分野が評価の 洗礼を受け、またそれにもとづいた各国政府の責任 ある対応が迫られるようになったことも新たな特徴 である。それによって EU 中小企業政策の拘束力は 強化されたと言える。

# 3 EU「欧州小企業憲章」の意義とその後

# (1) 2000年「欧州小企業憲章」の調印

EU としての中小企業政策展開の第三段階を画するうえで今一つ重要な意義を持ったものが、「欧州

小企業憲章」(European Charter for Small Enterprises)である。加盟15カ国は前記のように 2000年 3 月のリスボンサミットで、新 MAP の作成 とともに、小企業のための憲章を作成することを合意し、同年 6 月13日の理事会が憲章を採択し、 6 月19-20日のポルトガル・サンタマリア・ダ・フェイラでの欧州理事会がこれを承認したものである。これは加盟各国がトップレベルで中小企業のための政策に合意をし、正式文書としたという意味で、過去の EC・EU の歴史上でも画期的なことであり、注目する必要がある $^{31}$ 。

「欧州小企業憲章」<sup>32</sup> は短いものであるが、EU 並びに加盟各国がめざすべき方向を具体的に示して いる。その前文はこのように述べている。

「小企業は欧州経済のバックボーンである。雇用 の源であり、ビジネスアイディアを育てる大地であ る。ニューエコノミーの到来を告げる欧州の努力は、 小企業が政策課題のトップにあげられてこそ、成功 を収めるものである。

小企業は事業環境の変化にもっとも敏感な存在である。過大な官僚的負担の重みを負わされれば、真っ先に被害を被るだろう。行政負担(レッドテープ)を削減し、成功が報われるようならば、真っ先に繁栄を遂げるだろう。

我々はリスボンにおいて、世界中でもっとも競争力があってダイナミックな知識主導経済(ナレッジベースドエコノミー)になる、持続可能な経済成長を達成する、より多くの、よりよい雇用を実現する、いっそうの社会的結束を図るという、EUの目標を定めた。

<sup>31</sup> 正確には、またこの間、ESC 経済社会審議会は「憲章」制定の動きを歓迎し、さらに小企業の置かれた状況とニーズに応えるべきこと、教育や訓練課題のうちで、小企業の果たしている仕事の社会的経済的価値を重視すること、金融機会へのアクセスの改善、税制簡素化などで、小企業に望ましい環境をつくること、不要なコスト削減、事業者団体形成支援、全国ないし国際的ネットワークづくりなどによって、とりわけ不利を抱えた地域の小企業に市場機会を開くことなどを、勧告意見書として求めている。Council of the European Union (2000)、『Europe』第222号、2000年、CES/00/55。

<sup>32</sup> 前記のように、EU は公式概念として「Small and Medium-sized Enterprise」の語をすでに用いているので、「small enterprise」の語は「小企業」と訳すべきであろう。ただし、「憲章」の内容面では、これが特に「中小」企業とは異なる「小」企業に注目しているものとは言えない。

小企業は、イノベーション、雇用、そして欧州の 社会的および地域的統合の原動力と見なされるべき 存在である。

したがって、小企業と企業家精神のニーズにとって最良の環境がつくられるべきなのである。」<sup>33</sup>

「憲章」は6つの「原則」を掲げている。1.市 場のニーズに応え、雇用機会を生み出す小企業の活 力の認識、2.社会的および地域的発展をはぐくむ 小企業の重要性、3.価値ある、また生産的な人生 のスキルとしての企業家精神の認識、4.報酬にふ さわしい成功企業への賞賛、5.失敗例は責任ある イニシアチブとリスクテイキングにつきものである ことへの認識、これに対する学習機会としての考察、 6.ニューエコノミーにおける知識、コミットメン ト、フレキシビリティの価値の認識、こういった点 をまず認めるべきであるとする。そして、欧州の小 企業をめぐる環境を改善するべき諸施策を検討する 必要を説き、以下の諸点を今後の政策的課題として いる。a.挑戦する欧州企業へのイノベーション精神 と企業家精神の強化、b.企業家的活動に資するよう な規制上・財政上・行政上の枠組みの達成、c.支配 的な公共政策目的と整合する、負担を最小化する条 件下での市場へのアクセスの保証、d.最良の研究と 技術へのアクセスの推進、e.企業のライフサイクル 全般にわたっての金融へのアクセスの改善、f.世界 中で最良の環境を小企業に提供できるような、EU としてのパフォーマンスの絶えざる向上、g.小企業 の声に耳を傾けること、h.最高レベルの小企業への 支援の奨励。

「憲章」は「憲章」自体の実行のために、10点に わたる行動 (アクションプラン) を提起している。 すなわち、1.企業家精神への教育と訓練、2.開業 コスト低減と奨励、3.よりよい法制と規制、4.スキル獲得機会、5.オンラインアクセス改善、6.市場統合からの成果の向上、7.税制と金融問題、8.小企業の技術力向上、9.成功するe-ビジネスモデルとトップクラスの小企業支援、10.EU ならびに各国レベルでの小企業の利害のいっそう効果的で強力な反映、これらである。

注目すべきことは、「憲章」は単なる精神や理念の確認にとどまるものではなく、一方では前述の「think small first」という EU としての政策のスタンスをいっそう強化促進する使命を持つとともに¾、他方ではリスボンプロセスという軌道上にこの具体的な政策行動の実施実現を図るための現実の指標と課題、方法を含む、きわめて実践的な役割を担っているという事実である。「毎年春のサミットで、欧州委員会の報告をもとに、政策の進展状況を評価する、そのために、小企業に影響を及ぼすあらゆる分野での、最良の実践例との関係で、進展を測っていけるような効果的な指標を用いる」と、「憲章」自体が結んでいる。そのことは以後の経過が証明をしている。

2002年2月、欧州委員会企業政策担当のリーカネン委員(当時)は前記の担当相会議において、「憲章」の実施について次のように説明している。「憲章」にもとづく政策の進展状況の最初のテーマとなったのは、「創業のしやすさ」であった。より低いコストで、より速やかに新企業を設立できるかを比較調査し、その結果にもとづき、各国がベストプラクティスを求めて対応措置を行っている。また、既存の諸法制や規制が中小企業の設立と発展に望ましい環境となっているか、見直しが各国で行われている。しかし「企業家的欧州」という点では2/3の国で

<sup>33</sup> European Charter for Small Enterprises, 2000 (Presidency Conclusions Santa Maria da Feira European Council 19 and 20 June 2000, Annex III) $_{\circ}$ 

<sup>34</sup> Enterprise Directorate-General, European Commission (2001)

中等教育や大学レベルでの起業家教育を行っている ものの、まだ今後の成果を見なくてはならない、等 である<sup>35</sup>。

#### (2) 「憲章」後のフォローアップ

「憲章」自体に記された、その実施状況のフォローアップは、早くも2001年7月から開始された(Commission of the European Communities 2001b)。もっとも一年ほどではほとんど進展は確認できないので、これは前年末に示された「憲章」行動計画実行のためのレポート等に言及するにとどまっている。そして以降毎年末にBest Procedure 年次報告を産業理事会に出し、進捗状況と推進措置を確認していくことを明記している。また、この報告は「憲章」のガイドラインに沿って、加盟諸国と取り組むべき、前記の11のベストプラクティス確認事項を示している。

#### (a) 2002年のフォローアップ

2002年2月の「憲章」具体化フォローアップ報告 (Commission of the European Communities 2002a) は「EU は『小企業を第一に』としている か?」と問いかけ、「think small first」の内実を 問うものとしている。「憲章」はこのアプローチの 主流をなすものであり、問いかけは重要であるとい う。ここで最大の問題とされたのは、中小企業の実 態が十分わかっていない、それはアンケートなどの 作業では解決されない、なにより中小企業者自身を 代表する組織や機関の意見を重視するべきであると いう点であった。こうした意味で「小企業を第一に」 の理念は生かされなくてはならないのである。また、 EU としての中小企業政策は「結束」(cohesion) 政策との関係をいっそう強化する必要がある。一方 で今次報告での各国の進捗状況の一般化は容易では ない。それをまとめれば、以下の7点となる。

- 1 各分野で進展はあるが、起業教育など、それが 実感されてくるには時間がかかるところも多い。 加盟国の2/3で、起業準備の内容が中等教育で 取り入れられている。
- 2 いくつかの分野では進展が顕著である。前記のように、まず最優先された「創業のしやすさ」に 関連して見ると、個人事業の設立に要する期間は 8カ国で2日以下であり、コストも最小である。 非公開会社の場合、10カ国で2週間以内に設立で きる。
- 3 政策的関与は広がっている。規制簡素化や事業への影響アセスメント、規制に代わる手段開発などがそうである。EUレベルでも2002年6月までに欧州委員会が行動計画を出す予定である。
- 4 若干の加盟国では教育制度での企業家教育内容 の導入を明文化していないなど、遅れが目立つ。
- 5 景気循環に左右されるところが大きいため、容易に解決できない問題も少なくない。共通通貨スタートに向けた金利低下や安定成長経済のため、小企業の金融アクセスは現在容易になっている。アーリーステージのリスクキャピタル供給も増加している。しかしその一方で、最近の景気後退や金融再編から開業企業や小企業への融資は困難になっている。信用保証の機会や高い資本参加を提供できないと、小企業の長期資金調達は容易でない。
- 6 インキュベータから創業した企業は3年後でも90%が存続しているなど、政策手段の活用をいっそう広げることのできる事例の豊富な分野は少なくない。しかし、インキュベータの存在状況は相当不均等である。
- 7 一番遅れているのは、EU ならびに各国レベルで中小企業の利益を代表するより効果的な仕組みを作ることである。すべての政策分野で中小企業の利害を優先すべきことが「憲章」で示されてい

<sup>35</sup> SPEECH/02/59 12/02/2002

るが、まだ相当の取り組みが必要である。

#### (b) 2003年のフォローアップ

2003年2月の「憲章」フォローアップ報告 (Commission of the European Communities 2003c)は、「誰か小企業の声を聞いているか?」と 題し、「憲章」の意義を再確認しながら、「think small first」の精神がどこまで広まっているかを問 うている。中小企業の声に耳を傾けている国として、 デンマーク、スウェーデン、フィンランド、英国で は顕著な進展が見られるが、そうでない国も少なく ない。また、各国間での経験交流と学び合いが進み つつある。たとえば、スウェーデンはオランダやフィ ンランドから融資保証制度の経験を学んでいる。べ ルギーは産業クラスター政策をデンマークやフラン スなどから学んでいる。小企業の各国間パフォーマ ンスギャップが埋まってきているものの、そうでな い分野もある。たとえばオンラインでの企業登録制 度である。企業家教育の推進や事業負担の軽減といっ た各国政府が直接かかわる分野では、徐々に進展が 見られる。

2003年報告は各国政府の責務が決定的であることを強調し、中小企業を代表する組織との協力をいっそう密にして「憲章」の内容を具体的に推進実施することを求めている。ただ、欧州議会が議決した(2002年6月13日、10月10日)ような、「憲章」内容の法制化には欧州委員会は否定的である。リスボン戦略はあくまで加盟各国のオープンな協力を求めており、また新たな実施計画といったものも必要ではない。4th MAPなどの政策プランとその予算措置が「憲章」実現の手段をすでになしているからである。また、「企業家精神グリーンペーパー」も「憲章」の目的に沿うものであり、さらに多くの企業家をどう生み出すか、企業の成長をどのように進めるかを問うている。

そのうえで2003年「報告」は企業家精神の教育と

訓練、創業の迅速化・廉価化、よりよい法制と規制、 熟練技能のアベイラビリティ、オンラインアクセス の改善、市場統合の成果のいっそうの発揮、税制・ 金融問題、小企業の技術力向上、e-ビジネスの成功 モデルと小企業支援政策のトップクラス化、EU な らびに各国レベルでの小企業の利益のいっそう強力 な反映、という10項目を取り上げている。

- 1 企業家精神の教育と訓練については進展はある が依然なすべきことは多い。ギリシャやポルトガ ルでは新たな取り組みが見られた。
- 2 創業の迅速化・低コスト化では、オンライン登録がデンマーク、スウェーデン、ノルウェー、オーストリアで始まり、スペインとフランスで準備中など、取り組みが進んでいるが、各国間の開きが依然大きい分野である。
- 3 法制と規制については、前回報告以来の進展が 顕著である。特にいくつかの国では、再起業を可 能にする倒産法の見直しが進められている。これ については Best Procedure の枠組みでの経験交 流と取り組みが有益であると期待される。規制イ ンパクトアセスメントシステム(RIA)の確立は 有効であるが、これに取り組もうとしない国のあ ることも指摘せねばならない。
- 4 熟練技能のアベイラビリティに関しては、小企業での人材不足が深刻であることが確認される。 ドイツやアイルランドやイタリアでは新しい取り組みが始まった。スキルギャップを埋めるEUレベルおよび各国の行動計画の実行が期待される。
- 5 オンラインアクセスについては、インターネット利用の情報提供や登録など各国で進展がある。 しかし各国間の開きも依然大きいし、一番進んでいる国の政府にあっても、期待されるほどの成果 にはまだつながっていない。
- 6 市場統合の活用については、10年を経てその効果が浸透してきている。しかしサービスなどの分野ではまだ効果が現れていない。デンマークやオ

ランダやフィンランド、スウェーデン、英国を別として、統合のための法制変換がまだ十分ではない、目標に達していない国々がある。EUの精神とバルセロナ欧州理事会の示した目標を実現し、ヒト・モノ・資本・サービスの完全な自由移動を実現すべく、欧州委員会は監視役を務める。

- 7 税制・金融については、小企業の税負担の軽減 がベルギー、デンマーク、アイルランド、英国で 実現した。一方で金融アクセスの困難は依然企業 成長の障害である。ドイツ、スペイン、スウェー デンでは創業と小企業の成長に適したフレキシブ ルなマイクロローンが実現した。ベンチャーキャ ピタルファンドの活動にかなう税制と構造の改革 が必要である。また、ビジネスエンジェルの投資 活動と地域ネットワークづくりに適した税制環境 も望まれる。小企業内でのストックオプションや ボーナスなどのインセンティブについての新たな 措置は進んでおらず、今後の検討を要する。
- 8 小企業の技術能力向上については、デンマーク、ドイツ、ギリシャ、アイルランド、オーストリアなどでの中小企業を含むクラスターや技術ネットワークづくりに注目できる。大学からの技術移転や、新技術型・伝統型双方の小企業でのイノベーション推進などについて、先進事例の情報交換がいっそう望まれる。Best procedure での技術移転促進、長期的視野に立った全国および地域レベルでの技術クラスターと企業間ネットワーク推進に各国が努力することを期待する。
- 9 特にマイクロ企業や小企業での e-ビジネス展開を支援する動きがいくつかの国で進んでいる。しかし各国間の開きが大きい。企業向けのサービスの質的向上と個別ニーズへのマッチは地域レベルでいっそう進められる必要がある。顧客本位の

支援サービスが研究されるべきである。オンラインによるサービスも進められるべきである。

10 小企業の利益の反映については、前回報告以来 の進展が乏しい。フィンランドでは法制立案の委 員会に事業者団体の参加が行われるようになった が、こうした例はまだ少ない。中小企業団体との 協議は一連の国で進んでいる。欧州委員会は各国 の取り組みを推進するとともに、中小企業使節 (SME Envoy)<sup>36</sup> の任命やオンライン協議制度導 入をはじめ、小企業との対話にいっそう努力をす る。

2003年3月の「競争力理事会」は「憲章」報告書にもとづき、あらためて企業家精神と小企業の存在意義を確認し、そのうえで、企業の声に耳を傾けるべきこと、「憲章」実施を加速すること、先進例にいっそう注目すべきことを指摘している。また加盟各国と欧州委員会が、「憲章」実施の自主的な質的および量的目標を整合的に追求することを求めている。またこれと前後して、中小企業担当相会議がテッサロニキで開かれている。この間、中小企業関係団体の対話と参加がいっそう進んできたことが特徴である。

#### (c) 2004年のフォローアップ

2004年2月の報告書(Commission of the European Communities 2004a)は「小企業のために最良の環境をつくる」と題し、「憲章」の総合的アプローチの意義を確認している。そしてこの3年半での進展は、個々には微々たるものであっても、全体として非常に大きなものであり、「憲章」はいまや全欧州、各国、各地域の中小企業団体と行政のシンボル的存在になっているとしている。

<sup>36</sup> SME Envoy は、2001年に当時の担当欧州委員リーカネン氏の発案で企業総局内に置かれたもので、EU 各施策への「中小企業次元」の取り込みのいっそうの強化、中小企業と欧州委員会との連携と対話の強化に目的がある。それはまた、「欧州小企業憲章」の実現と「think small first」理念の実践の一環とも位置づけることができる。ただし、これがまた毎年度に政策の実施状況などの報告書を出しているので、若干屋上屋の観がないでもない。

その上で報告書は特に3つの重点的な課題について検証を行っている。小企業との協議、金融アクセス、特にベンチャーキャピタルとマイクロローン、イノベーションと技術移転、この三項目である。

- 1 小企業との協議については、依然各国間の開きが大きいが、オランダや英国などいくつかの国で新たな進展があった。多くの国はスウェーデンにおける政府任命委員会のように、法制立案段階からの参加の方法を見習うべきである。
- 2 金融アクセスについては、「憲章」以来具体的 改善策がとられているものの、企業側は依然困難 を訴えている。熟練人材が持ち株参加をするフィ ンランドの「DIILI」スキームや、不利地域の企 業へのマイクロクレジットを供給する金融機関を 税制優遇する英国の新施策、地域開発への地域投 資ファンドを作らせ、資金供給者に税制優遇を行 うフランスの動きなど注目できる。今後の課題は アーリーステージの資金供給とエクイティの充実 である。経営意思決定への参画を伴うオーストリ アの公的シード資金などは新たな形としておもし ろいが、全般的にマイクロ資金や信用保証などは 今後の金融課題である。イタリアの「CONFIDI」 のような相互信用保証の仕組みには注目できる。
- 3 イノベーションと技術移転に関しては、いくつかの新しい取り組みが進んでいる。オランダでの「テクノパートナー」イニシアチブは開発型の創業支援の手段をとりまとめて提供し、ポルトガルのイノベーション庁は企業家と国立の科学技術研究機関との連携を推進し、特徴的である。もちろん多くの小企業はその規模制約ゆえに研究開発への資源が不足し、イノベーションへの挑戦は困難である。それだけに政策的な支援の枠組みとイニシアチブはきわめて重要な意義を持っている。デンマークの各機関の役割、ノルウェーでの知財所

有権改革と大学の技術移転オフィス設置、アイルランドシャノン開発庁の設けたネットワーク<sup>ST</sup>などには注目できる。もちろん、企業間ネットワーク(inter-company networking)とクラスターは小企業のイノベーティブな潜在力の発揮とイノベーションの成果普及に重要な手段となる。このうちには国境を越えた協力も広がっている。

その他の「憲章」実行についてみれば、創業のコストと時間についての進展がもっとも顕著である。 Best Procedure のもとで各国はこの改善に非常に熱心に取り組んだ。たとえば、かつて企業設立のためには30から60日もかかっていたスペインは「新企業」プロジェクトを開始し、それによりオンラインでの企業設立手続きは48時間で可能になっている。

このほか、規制緩和や簡素化、企業家教育などでも進展が見られる。またこの報告では特に優れた経験の相互学習、小企業政策の調和化(orchestration)などに言及している。

2004年6月、アイルランドのダブリンにおいて「憲章」会議が開かれた。これには担当委員ヤン・フィーゲル氏とともに、34カ国の政府関係者を始め、地方自治体、企業団体、支援機関などからの250人が参加している。また中小企業団体を代表する参加者として、UEAPME、UNICE、欧州商工会議所の名がアイルランド小企業協会とともに記録されている3<sup>38</sup>。

会議は欧州委員会からのレポートにもとづき1年間の「憲章」実施状況を報告し合うとともに、上記のようにその重点とされた「金融アクセス問題、特にベンチャーキャピタルとマイクロローン」、「イノベーションと技術移転」、「小企業との協議」の三課題を柱としている。このほか、「先進例に学ぶ」、

<sup>37</sup> シャノン開発庁の存在およびこのローカルネットワークについては、三井(2003b)、中小企業総合事業団調査・国際部編(2003)、参照

<sup>38</sup> Enterprise DG, European Commission (2004).

「小企業のための政策の調和化」、「『憲章』実施の 地域化」が取り上げられ、また新たに「特に中等教 育レベルでの企業家教育」、「倒産法などについての 望ましい規制」、「熟練技能者や技術者不足問題」が 取り上げられている。会議では「憲章」の改訂の件 も取り上げられた。しかしこれは合意を見なかった もようである。

なお、この会議の性格にも反映しているように、 2004年に EU に新たに加盟した10カ国は「欧州小企 業憲章」に同意することが義務となっており、以前 から国内政策の整合化と進捗状況調査に参加し、20 02年4月には今後の加盟候補国であるブルガリア、 ルーマニア、トルコとともにマリボル (スロベニア) の会議で「憲章」に署名した30。引き続き西バルカ ン諸国(クロアチア、ボスニアヘルツェゴビナ、セ ルビア・モンテネグロ、マケドニア、アルバニア) が2003年6月のテッサロニキ会議で「憲章」に署名、 翌年にモルドバが加わり、その結果「憲章」署名国 は35カ国に達し、さらに広範囲な地域を対象とする ことになった40。このほかノルウェーは2001年から 「憲章」の実施フォローアップに参加している。こ の2004年ダブリン「憲章」会議の34の参加国はいず れもこれら「憲章」に加わる国々である。

またこれに伴い、2004年版の「憲章」フォローアップ報告書からは EU 加盟国対象版のほかに、西バルカン諸国版、加盟候補国・予定国版がそれぞれ出されるようになった。

# (d) 2005年のフォローアップ

2005年版の「憲章」フォローアップ報告書 (Commission of the European Communities 2005b) は3つの柱を掲げている。企業家教育、特に中等教育レベル、倒産法と影響アセスメントを中心にするよりよい規制環境、熟練人材不足と熟練テクニシァンおよび技術者不足解決の方法、これらである。そしてこれらの事項に関し、今まで以上に具体的な国名などをあげ、進んでいるところと遅れているところを明示している。

1 企業家教育については諸方面の水平的連携がなにより重要であり、これについてはフランス、オランダ、フィンランド、ノルウェーでの仕組みが参考になる。新たな取り組みがリトアニアなどで進んだ。企業家的スキルと態度の育成については、中等教育レベルでの総合的カリキュラムへの導入がチェコやスペインやアイルランド、フィンランド、ノルウェーに見られるが、まだ少数派である。学校等への奨励策や教員の育成などが問題であり、オランダでは政府がパイロットプロジェクトを支援し、英国では「企業教育開拓者」施策が進められている41。

アイルランドなどではミニ企業経営やバーチャル企業などの実践が行われ、欧州全体では毎年60万人の生徒がこうした経験をへている。これらの活動を進める非政府組織、ネットワークができてきており、またオーストリアでは中等職業教育で企業運営の活用がシステマティックに実施されている。一方でこうした企業家教育の取り組みが遅れているのは、キプロス、ハンガリー、スロバキア、ポルトガル、ギリシャである。

2 規制環境については、いくつかの国で改革が図られ、ほとんどの加盟国で影響アセスメントが新立法の準備作業の一部に取り入れられている。しかし中小企業への影響テストや中小企業の除外と

<sup>39</sup> Enterprise Europe, July-September 2002.

<sup>40</sup> このほか、EU との「地中海パートナーシップ」(バルセロナプロセス) に参加している地中海諸国(モロッコ、アルジェリア、チュニジア、エジプト、ヨルダン、イスラエル、パレスチナ、レバノン、シリア) も「欧州小企業憲章」を基礎とした「欧州・地中海企業憲章」についての「カセルタ宣言」に2004年10月に署名をしている。Commission of the European Communities (2005b) による。

<sup>41</sup> 英国での企業家教育については、この EU の「憲章」報告2005年版・スタッフワーキングペーパー (Commission of the European Communities 2005c) でも言及されている、デービスレポート以降の進展、「企業経験」プログラムに関し、三井 (2004a) で解説した。

いった実際の活用には不十分なところが目立つ。 オランダや英国は実際の活用の先陣を切っており、 ポーランドにも好例がある。この課題については 政府機関同士の連携、水平的なユニットの設置が 必要であり、それは各国で進められている。エス トニアやラトビアで見られるような e-政府のよ うなかたちはこれを加速しよう。フランス、ポル トガル、スロベニア、スロバキアではいっそうの 努力が求められる。

3 倒産法については、そのあり方が企業の再生や 企業家の再挑戦への障害となる。前年度中に半数 の加盟国が倒産法の見直しを実施ないしは検討に 入っている。スペインでは破産法の見直しを実施 した。フランスの企業救済法案は早期財務問題発 見とセカンドチャンス奨励を目的とし、オランダ の「債務リストラ」プロジェクトは司法手続き外 債務処理の簡易化をめざしている。

ベルギーのブリュッセル首都圏での「自営業小企業問題センター」やオランダでの「企業家反響板」(Foundation Ondernemersklankbord)42 は財務問題への廉価なアドバイスを行っている。こうした早期の相談や援助は倒産問題を防ぎ、また企業家への汚名をそぐ風潮を導ける可能性を持っている。しかしギリシャやルクセンブルクは対応が遅れている。またチェコやポルトガルのような破産処理を優先する、債権者の立場を強化するような立法は企業家の再挑戦を困難にするものであり、問題である。

4 熟練人材の不足に関しては、多くの国が直面している問題であり、各方面との連携で対処していく必要がある。大学と企業の連携という古典的な枠組みを設けるスウェーデンのような国もあれば、中等学校の学習と職業訓練を連結する資金供給、調査事業や業種別イニシアチブなどを推進してい

るイタリアのようなところもある。各国は将来の 労働市場の構造変化予測にあわせた教育と職業訓 練政策に転換しつつある。フランスやオーストリ アでは徒弟制度をより魅力的ないしよりニーズ重 視型に変えてきている。生涯学習の必要は多くの 国で指摘されるが、まだそのための総合的なシス テムは組まれていない。アイルランドやスロベニ アや英国では、e-ラーニングや訓練制度のクラス ター化が図られている。

将来性の高い機械技術、情報通信などの専門職業についての啓蒙活動は重要である。こうしたことについては多くの国が事業者団体や専門職団体と連携し、さまざまなツールを用いて情報提供している。ドイツやアイルランドでの業種別組織によるイニシアチブは興味あるものである。

2005年「憲章」報告はさらに、欧州委員会として 中小企業政策全般に関する現状認識と課題を指摘し ている。「中小企業次元」(SME dimension) の考 え方は EU の政策全般にいっそう組み込まれ、「憲 章」の実施は進んでいる。 MAP や金融諸施策、 Best Procedure の各プロジェクトなどが中小企業 の経営環境を改善し、また企業家精神行動計画 (EAP) の実施が進行している。そのほか、EU 構 造基金による地域レベルでの中小企業支援、研究開 発計画への中小企業の参加、環境、エネルギー、職 業訓練や国際化などの各分野での中小企業のニーズ への対応、競争政策や通商政策での中小企業への配 慮も進んでいる。しかし中小企業の参加を促すには まだまだ行政手続きやアセスメントのための期間な ど、障害は少なくない。ユーロインフォセンターや イノベーションリレーセンターなどの活動はいっそ う強化されるべきであり、各施策プログラムのシス テマティックな評価が行われるべきである。法制と

<sup>42</sup> このオランダの「企業家反響板」は引退企業家や経営幹部、専門家らがボランティアとして担うカウンセリングサービスである。その存在が知れ渡り、成果が上がっている。Commission of the European Communities (2005b)。

その中小企業への影響の問題では、アセスメント手続きに見るべき進展がある。調合薬の分野の例のように、小企業のための料金減免や実情に応じた手続き援助などの成果を欧州委員会はあげている。

「憲章」の実施は各国に中小企業のための政策の 推進と、各国それぞれの実情に応じた展開のための すぐれた手がかりとなっている。Best Procedure レポート、さらに企業家精神行動計画(EAP)の 進捗レポートはともにこれを支え合っており、後者 は今後、「憲章」報告に統合される予定である。リ スボン戦略の目標追求とその2004年見直しは「企業 家」の存在の重要性をいっそう求めており、この間 の教訓をくみ取り、また EAP の内容を盛り込むか たちで「憲章」は改訂されることになる。

この報告を踏まえ、2005年6月にはルクセンブルクで「憲章」会議が開かれ、EU加盟国・候補国・西バルカン諸国・地中海諸国を含む38カ国から250人が参加した。これにはまた、政府機関のほか、欧州商工会議所・UEAPMEなどの中小企業団体、支援機関などから参加を見ている。ここでは主なテーマとして、前年度を受けついで起業家教育、倒産法などの規制環境問題、熟練人材不足問題がとりあげられたほか、その他に「憲章」の意義と活用方法、フォローアップ、先進事例から学ぶ、金融アクセス問題等が論じられている。

# 4 2000年代後半への展望

## (1) 中小企業の「新定義」と欧州憲法案

21世紀最初の5年間の推移は一見順調のように見えるが、欧州経済とEU政策については少なからぬ現状批判と見直しの気運が起こっている。特にリスボン戦略自体がそうである。

2005年には「中小企業」(SME) 自体の定義の見 直しが行われた。これは2003年よりすすめられてい た作業であり、欧州委員会の新定義案勧告 (C (2003) 1422) の発表後、各国政府の間の調整やパブリックコメントの募集等を経て、2005年1月1日をもって新定義が発効することになったのである。新定義は1996年の欧州委員会決定(96/280/EC)を大きく変えるものではないが、この間の物価上昇や生産性向上、企業構成の変化、また2004年の10カ国新加盟に考慮をし、若干の変更が加えられている。

中小企業新定義について詳しくは、中小企業金融 公庫総合研究所(2005)を参照されたいが、①年次 売上高の上限が4.000万ユーロから5.000万ユーロに、 もしくは年次バランスシート (総資産額) の上限が 2,700万ユーロから4,300万ユーロに引き上げられた こと、②「中企業」「小企業」の区分に加え、「マイ クロ企業」(micro enterprise、従業員数10人未満、 年次売上高200万ユーロ以下、総資産額200万ユーロ 以下)の区分が正式に記されたこと、③企業のタイ プ別区分を行い、「自立型 (autonomous) 企業」、 「パートナー型企業」(所有関係を持つが連結型でな い企業同士間)、「連結 (linked) 型企業」(実質的 に支配している企業同士間)の三種類を位置づけ、 上記定義の具体的適用のうえで配慮するとしたこと が特徴である。また、40従業員数での上限には変更 はないが、従来は「employees」とされていたもの が、今度は「headcount」となり、owner-manager やパートナーも含まれる、つまり我が国の「従業者」 (employment) 概念に近くなったと想定されるこ とも見落とせない。

前記のようにいまだ批准を見ないで迷走中の欧州憲法案にも、中小企業に関する条項が盛り込まれた。同案第3部Ⅲ・第Ⅲ章第二項社会政策のうちに、「基本的社会権にもとづく社会政策のための欧州枠組み法の立法にあたっては、中小企業の創業と発展を妨げるような行政上・金融上(税制)・法制上の制約を課すことを避けるべきである」(第Ⅲ-104条)との条文がある。また第3部Ⅲ・第Ⅲ章第九項研

究・技術開発と宇宙のうちに、「EU は産業の科学 技術上の基礎を強化し、国際的な競争力を高める必 要があるが、そのためには中小企業を含む企業や研 究機関や大学の研究・技術開発活動を高いレベルで 推進するべきである」(第Ⅲ-146条) とある。さら に第3部Ⅲ・第V章第二項 産業のうちには、「EU 産業の競争力を高めていくために、全域にわたって 企業、特に中小企業の発展に望ましい環境づくりを 進めるべきである」(第Ⅲ-180条)と記されている。 このように中小企業の存在とその可能性、これに対 する政策的支援と配慮の必要を明記したことは重要 である。ただしこれは基本的に、従来のマーストリ ヒト条約やアムステルダム条約、ニース条約によっ て改訂強化されてきた EU 設立の基本条約(ローマ 条約) に盛り込まれてきた内容の再確認であり、まっ たく新しい事態とは言えない。

# (2) リスボン戦略の見直し

21世紀最初の5年間のEU政策を主導してきたリスボン戦略に対しては、21世紀に入ってからの欧州経済の減速のもとで不信の声も次第に高まってきた。なによりも、2010年までに「欧州を世界中でもっとも競争力あるダイナミックな経済とする」という目標はとうてい実現できない、現実には東アジアや北米に再び水を空けられているという批判が強まった43。

こうした不信の声を加速したのは、2004年11月に発表されたコーク委員会報告書である。欧州理事会<sup>44</sup>の依頼により2004年4月に発足した、オランダの前首相ウィム・コークを代表とする独立調査委員会(High Level Group)はそのレポート「Facing

the Challenge」(SEC (2004) 1430/1) を同年11 月に発表し(High Level Group 2004)、大きな反響を呼んだ。

この報告書は「成長と雇用」を掲げるリスボン戦 略の課題は妥当なものであるとしながら、その求め る改革と実践が十分になされておらず、行動を加速 する必要があると指摘している。いま求められる課 題は研究開発推進や情報通信技術利用など「知識社 会への対応」、サービス部門などでの「市場統合の 活用完成」、企業活動を容易にする「ビジネスクラ イメートの変革」、欧州雇用タスクフォースの勧告 にもとづく、人口高齢化を重視した「労働市場への 対応」、技術革新と産業活動における「環境的な持 続性」の5つである。そして、欧州理事会、加盟各 国、欧州委員会、欧州議会、欧州の各社会パートナー にそれぞれの責務を積極的に担っていくことを求め、 特に各国政府と欧州委員会には努力を倍加させるべ きとしている。欧州の「経済と社会モデル」は生産 性と社会的結束と環境的持続性への貢献とを結びつ けるすぐれたものであり、その実現は大きな意義を 持つとするのである。

「ビジネスクライメートの変革」に関しては、特に企業家の役割とその創業発展に求められる環境づくりの必要を力説している。リスボン戦略は投資とイノベーションと企業家精神を導けるような規制環境と事業経営のコストを引き下げ、創業を妨げる負担規制をなくすということを明示している。中小企業こそがこれからの知識基盤経済と開かれた欧州を支えるものであるが、いまだ欧州は「企業家的」であるとは言えない。諸規制・負担の現状を早急に調査し、問題点を明らかにし、各国の法制の改革を迅

<sup>43</sup> 一つの批判は「戦略」が IT などに傾きすぎである、あるいは IT 投資を積極的に推進しても市場や制度の現状にそぐわず、新しいビジネスモデルを導入しにくい、生産性の向上が進まないという点に向けられている。小企業の増加も補助金依存的であるという批判もある。三菱証券経済調査部(2004)、参照。

<sup>44 2003</sup>年3月の欧州理事会には欧州委員会が「成長への選択 - 結束ある社会での知識とイノベーションと雇用」(Choosing to grow: knowledge, innovation and jobs in a cohesive society) とのリスボン戦略に対する報告を提出している。これは依然生産性の伸びなどが低いことを認めながらも、全体として戦略は軌道に乗っているとし、改革と実践を加速することを求めていた。Commission of the European Communities (2003a)。

速に進めるべきである。トップスリーの国々の平均値を目標に、起業に要する期間、努力、コストを画期的に引き下げるような措置を図るべきである。さらに資本市場の改革、各種金融支援策の連携強化、EIBの役割強化などによって、リスクキャピタルの供給や中小企業の資本調達を推進すべきであり45、事業の失敗による企業家への汚名をそぎ、再起と再生を容易にするような法制、金融制度と社会的機運を広げる必要もある。

この報告書を受け、2005年3月のブリュッセル欧 州理事会はリスボン戦略の「中期見直し」を行った (Council of the European Union 2005)。ここに 出されたものが欧州委員会46のコミュニケーション 「成長と雇用への協働 リスボン戦略の新スタート」 である (Commission of the European Communities 2005a)。これはリスボン戦略の実現 が道半ばであることを認め、戦略に対してはあらゆ る関係者がステークホルダーであることの自覚を求 め、そしてより焦点を絞った行動をすべきこと、変 革につながる支援を動員すべきこと、戦略自体の簡 素化、合理化をすべきことを指摘している。具体的 には、「欧州を投資と就業にとってより魅力的な場 に」という諸規制などの見直し改革、サービス業の 市場統合活用化、「成長への知識とイノベーション」 という研究開発推進、官民協力、中小企業の研究開 発とイノベーション支援強化、教育改革、「より多 くのよりよい雇用しという社会政策保護の見直し、 労働市場の柔軟化、人的資本開発と生涯学習、労働 移動と専門職業資格の共通化推進、「リスボン戦略」 のガバナンス強化、各国との連携の強化を示してい

る。このうちサービス業の規制統合化・市場自由化に関しては、従来からの「サービス指令案」をめぐる各国間の対立が理事会で再燃し、それがのちにはフランスでの憲法案否決、仏英間の対立にもつながったのである。また、REACH(Registration, Evaluation and Authorisation of CHemicals 新化学品規制評価)をめぐっては環境保護と中小企業の競争力への配慮とが対立し、バランスの調整ということで合意をしている。

ブリュッセル欧州理事会の結果、加盟各国とEU との関係を見直しながら、2007-2013年の「中期財政計画」を立て、中長期的に成長と雇用を実現していくとともに、当面3年間の中期改革プログラムによってリスボン戦略の具体的な推進を各国に求めることになった。そしてこの理事会決定は2005年6月のブリュッセルサミットで基本的に追認され、加盟各国はリスボン戦略の見直し・「成長と雇用重視」の新戦略立案に正式に合意した。ただし中期財政計画は合意に至らなかった。

# (3) EU 中小企業政策の今後

このリスボン戦略の見直しと新戦略の設定はさまざまな方面に影響を及ぼしてきている。EUの中小企業政策に関しても例外ではないと言うより、戦略の重要な対象でもあるだけに、その今後については少なからぬ変更や改革が求められることになる。

2005年1月から DG Enterprise 企業総局は Enterprise and Industry DG企業・産業総局に改 称され、製造業への産業政策を担っていることをあ らためて強調した<sup>47</sup>。 DG Enterprise は従来企業政 策ならびに流通業、観光業、社会的経済を担当分野

<sup>45</sup> この報告書は特に金融機関とクラスター発展の関係にも言及している。「ヘルシンキやケンブリッジ、ミュンヘンのような『理想研究都市(ideopolis)』においては高度な通信や交通インフラが整備され、金融機関は企業家や技術移転にかかわる専門家に積極的にリスクキャピタルを供給し、公的支援機関が創造的なインターアクションを推進するネットワーク構造の構築を図っており、それぞれの都市をダイナミックで高成長の知識基盤地域としてきている。」「クラスターや『理想研究都市』のようなネットワークの展開に対しては、リスクキャピタルの供給が決定的であり、政策当局もこれに十分配慮する必要がある。」(High Level Group 2004 pp.20-21,30)

<sup>46</sup> 欧州委員会は2004年11月から新委員会(ジョゼ・バローゾ委員長)に交代している。

<sup>47</sup> 企業・産業総局の2005年現在の局長はドイツ出身のホルスト・ライヘンバッハ(Horst Reichenbach)氏であり、また欧州委員会の担当委員もドイツ出身のギュンター・フェアホイゲン(Günter Verheugen)氏(欧州委員会副委員長)である。

とした DGXXIII のもとに産業政策担当の DGIII の一部を統合して設けられたものなので、産業政策担当の役割は当初からあったのであるが、敢えてこうした名称の変更までも行ったのである。その任務にも企業家精神の推進、イノベーションと変革の推進、市場統合の効果の拡大強化、競争力と持続可能な発展という柱を掲げ、イノベーションがクローズアップされるとともに、市場統合の活用をあらためて重視している。その一方で規制や事業環境問題は位置づけが変わり、DG の活動担当分野全体としては「企業政策」そのものは前面に出なくなっている。この総局改編はのちに行われた「部門別の取り組み」の強化、宇宙・安全工学関係の専門家の研究・情報社会総局からの移管によっていっそう進められている。

この組織改編はリスボン戦略の見直しと直結する ものではないが、内容としては相当にこれを反映し ている。産業政策へのいっそうの傾斜自体が、生産 性と産業競争力を重視する姿勢の表れである。市場 統合の活用が再び前面に出てきたことも関連してい よう。

4 th MAP は2005年で期限が終了する。しかし終了後の政策プランについては、2005年7月現在もまだ確定をしていない。すでに MAP の枠組みを超える幅広い政策手段が実行され、またそれぞれにその進捗状況と評価を繰り返しているだけに、MAPというかたち自体が問い直されている状況がある。欧州委員会は現行 MAP の期間を2006年末まで延長することも示唆している。EU全体として、2007年を新財政制度のスタートと考えてきており、また構造基金や研究開発のフレームワークプログラムなども現行政策の期限を2006年に置いているので、これらに足並みを揃え、次期政策プログラムを2007年からスタートさせようと考えるのは不自然なことではない。しかしそれだけではなく、これまでの「中小

企業のための」ないし「中小企業と企業家精神のための」多年度計画という考え方自体が変更される可能性が濃くなっている。

2005年4月、欧州委員会は一方で「成長と雇用のための統合ガイドライン」(Commission of the European Communities 2005f)を示し、各国およびEUがマクロ経済、ミクロ経済、雇用にわたって新リスボン戦略の実行のためにとるべき中期的政策の全般的なかたちを提起した。これは付随して各国の労働政策に対しかなり微妙な問題にも踏み込んでいるが、ミクロ政策においては「より魅力的な事業環境をつくる」、「企業家的文化をさらに推進し、中小企業に助けとなる環境を築く」といった項目も含まれている。

他方では「CIP 競争力とイノベーションの枠組み 計画 | (2007-2013) の提案 (Commission of the European Communities 2005e) を同月に行い、EU として競争力とイノベーションの向上にかかわるさ まざまな政策を統合し、共通の枠組みを設けると示 した。そのキーワードは生産性、イノベーション能 力、持続可能な成長、プラス環境への配慮である。 CIP には42億ユーロの予算を用意し、そしてこの枠 組みのもとに新たに3つの計画が立てられる。その うち2つは「ICT 情報通信技術政策支援計画」と 「インテリジェントエネルギー・ヨーロッパ計画」 であるが、最大のものは総額26億31百万ユーロをあ てる「企業家精神とイノベーション計画 | (EIP) である。これが実質的に従来の「多年度計画」 (MAP) に代わるものであると欧州委員会は示した。 EIP は「企業ならびに中小企業、企業家精神、イ ノベーション、産業競争力を支援するしものである。 具体的には、a)中小企業の新規開業と成長への金 融アクセス、エコイノベーションを含むイノベーショ ン活動への投資、b) 中小企業同士の協力に望まし い環境の形成、c)エコイノベーションを含む企業 でのイノベーション、d) 企業家精神とイノベーショ

ンカルチャー、e)企業とイノベーションにかかわる経済的行政的改革、これらを推進する役割を持つ。そして、個々の施策としては広範にわたる金融支援等が組み込まれており、高成長・イノベーティブな中小企業への投資を促進する SME Facility (GIF)、マイクロ企業なども含む中小企業の資金調達を円滑化する SME 信用保証 Facility (SMEG)、シードキャピタル提供や専門家採用の支援によりイノベーティブな中小企業などへのベンチャーキャピタルの投資を促し、また国内での資金供給の不十分な国での中小企業向け融資を拡大するキャパシティビルディングスキーム (CBS) などが提起されている。もちろんそのほかに、企業家精神の普及と事業環境の向上、イノベーションの推進に向けたさまざまな施策ツールがあげられている。

このようなかたちで MAP が EIP に移行していくのか、まだ予断はできない。欧州委員会としても現段階では MAP の今後についてのパブリックコメントの募集を終え、諸方面からの意見の調整に入っているところである。なにより2007年度からの EU中期財政構想自体がまだ全加盟国の合意を見ていない状況下では、新政策もスタートできない。また、欧州委員会企業・産業総局としてはいまや「MAPから CIPへ」ということを公言するに至っている48

が、欧州の中小企業団体等からは、既存の「イノベーティブでもない」多くの中小企業にどれほどの効用があるのか、CIP はもとより EIP でも「SME のための」という看板が下ろされることも含め、再び不満の声が出ることも予想されよう。

EU中小企業政策はこのようにしてその「第三段 階」の階梯を歩んできた。中小企業への期待はます ます大きく、雇用面からさらにイノベーションの促 進、欧州の産業と経済の飛躍的な活性化を担ってい くことが展望されている。その結果、中小企業に対 する政策と産業政策等との関係がますます強められ る一方で、「中小企業自体に対する」政策という意 義が薄れている面もある。そのあたりは「欧州小企 業憲章」の実施と点検評価過程において、各国の責 務と共同歩調を強く求める中、各国各地域での中小 企業の存在にいっそう配慮した法制や諸施策の実施、 あるいは企業家精神と起業文化の推進普及というか たちに集約されてきている。それは確かに「憲章」 制定の成果ではあるが、しかしまたそれだけに、拡 大された EU 域内の格差と矛盾、利害関係対立が表 面化してきた今日、EU 全体としての中小企業政策 の共通理念と枠組み、今後の展望がどこに求められ ることになるのか、判断はますます難しくなろう。

#### 参考文献

Commission of the European Communities (1986) SME Action Programme COM (86) 445 final

Commission of the European Communities (1992) The Enterprise Dimension Essential to Community Growth COM (92) 470 final

Commission of the European Communities (1994a) Integrated Programme in favour of SMEs and the Craft Sector COM (94) 207 final

Commission of the European Communities (1994b) Report of the Commission relative to the implementation of the Decision regarding the provision of Community interest subsidies on loans for small and medium-sized enterprises extended by the European Investment Bank under its temporary lending facility COM (94) 434 final

<sup>48</sup> 中小企業信用保証制度に関するルクセンブルク会議(2005年 4 月28日)での、産業企業総局の J-N. Durvy 氏の発表。

- Commission of the European Communities (1995) Small and Medium-sized Enterprises A Dynamic Source of Employment, Growth and Competitiveness in the European Union, CSE (95) 2087
- Commission of the European Communities (1998) Commission Communication to the Council "Promoting Entrepreneurship and Competitiveness" COM (1998) 550 final
- Commission of the European Communities (2000a) Communication from the Commission: Challenges for the enterprise policy in the knowledge-driven economy, Proposal for a Council Decision on a Multiannual Programme for Enterprise and Entreprenuership (2001-2005), COM (2000) 256 final/2
- Commission of the European Communities (2000b) Towards Enterprise Europe Work programme for enterprise policy 2000-2005 SEC (2000) 771
- Commission of the European Communities (2000c) Steps towards Enterprise Europe Enterprise DG Work Programme 2001
- Commission of the European Communities (2001a) Creating an Entrepreneurial Europe The Activities of the European Union for Small and Medium-sized Enterprises, COM (2001) 98 final
- Commission of the European Communities (2001b) Report from the Commission European Charter for Small Enterprises -Annual Implementation Report COM (2001) 122 final
- Commission of the European Communities (2002a) Report on the Implementation of the European Charter for Small Enterprises COM (2002) 68 final
- Commission of the European Communities (2002b) Commission Staff Working Paper Highlights of the results of the Best Procedure projects 2001-2002 SEC (2002) 1212
- Commission of the European Communities (2003a) Choosing to grow: Knowledge, innovation and jobs in a cohesive society COM (2003) 5
- Commission of the European Communities (2003b) The SME Envoy: an active interface between the Commission and the SME Community SEC (2003) 60
- Commission of the European Communities (2003c) Report from the Commission to the Council and the European Parliament on the Implementation of the European Charter for Small Enterprises COM (2003) 21 final/2
- Commission of the European Communities (2003d) Thinking small in an Enlarging Europe COM (2003) 26 final
- Commission of the European Communities (2003e) Green Paper Entrepreneurship in Europe Document based on COM (2003) 27 final
- Commission of the European Communities (2004a) Report from the Commission to the Council and the European Parliament on the Implementation of the European Charter for Small Enterprises COM (2004) 64 final
- Commission of the European Communities (2004b) Action Plan: The European Agenda for Entrepreneurship COM (2004) 70 final
- Commission of the European Communities (2005a) Working together for growth and jobs A new start for the Lisbon Strategy COM (2005) 24
- Commission of the European Communities (2005b) Report on the Implementation of the European Charter for Small Enterprises COM (2005) 30 final
- Commission of the European Communities (2005c) Commission Staff Working Paper Report on the Implementation of the European Charter for Small Enterprises SEC (2005) 167
- Commission of the European Communities (2005d) The Activities of the European Union for small and medium-sized enterprises (SMEs) SME Envoy Report SEC (2005) 170
- Commission of the European Communities (2005e) Proposal for a Decision of the European Parliament and of the Council establishing a Cempetitiveness and Innovation Framework Programme (2007-2013) COM (2005) 121 final

- Commission of the European Communities (2005f) Integrated Guidelines for Growth and Jobs (2005-2008) including a Commission Recommendation on the broad gudelines for the economic policies of the Member States and the Community and a proposal for a Council Decision on guidelines for the employment policies of the Member States COM (2005) 141 final
- Council of the European Union (2000) Presidency Conclusions Lisbon European Council 23 and 24 March 2000 SN 100/00
- Council of the European Union (2005) European Council Brussels 22 and 23 March 2005 Presidency Conclusions 7619/105 REV 1 CONCL 1
- 中小企業金融公庫総合研究所 (大沢昭) (2005) 『EU 中小企業政策の新たな展開と欧州投資基金の役割 調査レポート No.16-11』 中小企業金融公庫総合研究所
- 中小企業総合事業団調査・国際部編 (2003) 『EU における地域振興と中小企業』中小企業総合事業団
- Enterprise Directorate-General, Europan Commission (2001) Steps Towards Enterprise Europe Enterprise DG Work Programme 2001
- Enterprise Directorate-General, European Commission (2004) Conference on the European Charter for Small Enterprises, Dublin 29-30 June 2004 Summary of Discussions
- Enterprise and Industry Directorate-General, European Commission (2005a) DG Enterprise and Industry 2005 Annual Management Plan
- Enterprise and Industry Directorate-General, European Commission (2005b) Conference on the European Charter for Small Enterprises, Luxemburg 15-16 June 2005 Conference Summary Report
- High Level Group (2004) Facing the Challenge The Lisbon Strategy for growth and employment (OOPEC)
- 三菱証券経済調査部 (2004) 「違和感を禁じえない足元のユーロ高」 『海外経済・金融 Weekly』 第72号
- 三井逸友訳 (1990)「EC 中小企業政策と『行動計画』『企業政策』」『駒沢大学経済学論集』第22巻1号(駒澤大学経済学部)
- 三井逸友(1994)「中小企業の国際化と欧州中小企業」『商工金融』第44巻8号(財団法人商工総合研究所)
- 三井逸友(1995a)『EU 欧州連合と中小企業政策』白桃書房
- 三井逸友 (1995b) 「EU (EC) の中小企業政策を考える」『中小企業と組合』 第50巻10号 (全国中小企業団体中央会)
- 三井逸友 (1996)「下請取引規制をめぐる新しい視角 EU における代金支払遅延問題との比較から」『公正取引』 第549号 (財団法人公正取引協会)
- 三井逸友(1998)「欧州連合の『中小企業政策』の現段階」『商工金融』第48巻2号(財団法人商工総合研究所)
- 三井逸友(2000a)「EUの中小企業政策 -90年代の展開とその意義」『公正取引』第592号(財団法人公正取引協会)
- 三井逸友 (2000b) 「21世紀を迎える EU 中小企業政策の新段階」『国民生活金融公庫調査季報』第55号 (国民生活金融公庫総合研究所)
- 三井逸友 (2000c) 「EU (欧州連合) の中小企業政策」中小商工業研究所編『現代日本の中小商工業 国際比較と 政策編』(新日本出版社)、所収
- 三井逸友(2002a)「『ヨーロッパ中小企業白書』と EU の中小企業政策」上下『中小企業と組合』第682号・683号 (全国中小企業団体中央会)
- 三井逸友(2002b)「EU(欧州連合)の中小企業政策を学ぶ」『中小商工業研究』第71号(中小商工業研究所)
- 三井逸友 (2002c) 「中小企業政策における政策評価 EU での経験から」 『会計検査研究』 第26号 (会計検査院)
- 三井逸友(2003a)「環境問題と中小企業」『商工金融』第53巻1号(財団法人商工総合研究所)
- 三井逸友(2003b)「グローバル化時代における産業クラスター政策と地域発展 東西の経験比較とその相違」『商工金融』第53巻12号(財団法人商工総合研究所)
- 三井逸友(2004a)「英国における中小企業政策と自営業、新規開業」(国民生活金融公庫総合研究所編『自営業再考-自ら働く場を創出する「自己雇用者」』中小企業リサーチセンター、所収)
- 三井逸友 (2004b) 「地域イノベーションシステムと地域経済復活の道」『信金中金月報』第3巻13号 (信金中金総合研究所)

三井逸友編 (2005)『地域インキュベーションと産業集積・企業間連携』御茶の水書房 (近刊)

Small Business Service (2001) Think Small First

商工総合研究所 (三浦敏) (2001) 「EU の地域開発と中小企業」上下『商工金融』第51巻10号・11号 (財団法人商工総合研究所)

UEAPME (2003) UEAPME Position Paper on the Green Paper on Entrepreneurship